

議案第13号

入間市都市公園条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和5年2月16日提出

入間市長 杉島理一郎

提 案 理 由

都市公園の公園施設の設置又は管理を公園管理者以外の者により行うに当たり、当該公園管理者以外の者の公平な選定を図るための委員会を設置したいので、この案を提出するものである。

入間市都市公園条例の一部を改正する条例

入間市都市公園条例（昭和41年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第17条中「次条」を「第27条」に改める。

第21条を第30条とし、第20条を第29条とし、第19条を第28条とする。

第18条第1号中「前条」を「第17条」に、「同条」を「第3条」に改め、同条第2号中「前条」を「第17条」に、「同条」を「第5条」に改め、同条第4号中「前条」を「第17条」に改め、同条を第27条とし、第17条の次に次の九条を加える。

（入間市公園施設設置者等選定委員会）

第18条 法第2条の3の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者が行う都市公園の公園施設の設置又は管理に関し、当該公園管理者以外の者の公平な選定を図るため、入間市公園施設設置者等選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第19条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第5条の2第2項第9号に規定する評価の基準に関すること。
- (2) 法第5条の4第3項の規定による設置等予定者の選定に関すること。
- (3) 法第5条に規定する都市公園の公園施設を設置し、又は管理する公園管理者以外の者の選定に関すること（前二号に掲げる事項を除く。）。
- (4) 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第20条 委員会は、委員8人以内をもつて組織し、学識経験者及び市職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 法第5条の2第2項第9号に規定する設置等予定者又は法第5条に規定する都市公園の公園施設を設置し、若しくは管理する公園管理者以外の者として選定を受けようとするものと利害関係を有する者は、委員となることができない。

（任期）

第21条 委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から当該調査審議が終了した日までとする。

2 職名をもつて委嘱され、又は任命された委員は、当該職を失つたときは、委員の職を失う。

(委員長及び副委員長)

第22条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第23条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第24条 委員会の会議について、委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第25条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第26条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1都市計画審議会の項の次に次のように加える。

公園施設設置者等選定委員会	委員長	日額	7,500	
	委員		7,000	

別表第3都市計画審議会委員の項の次に次のように加える。

公園施設設置者等選定委員会委員	1,000	
-----------------	-------	--